

○国土交通省告示第四百十三号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第七条第二項の規定に基づき、同項の事由及び国土交通大臣が定める期間を次のように定める。

令和六年三月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

1 事由

令和六年能登半島地震による災害

2 国土交通大臣が定める期間

既存住宅状況調査技術者講習登録規程第七条第二項に規定する期間は、次のとおりとする。

令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に住所を有する者のうち、その有する既存住宅状況調査技術者講習登録規程第七条第一項第十四号の修了証明書の有効期間の満了日が令和六年三月三十一日である者であつて、前項の事由により、同日までに既存住宅状況調査技術者講習を修了することが困難である者 同年四月一日から七月三十一日まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。